

主文

社会保険庁長官が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対し、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を支給しないとした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 国民年金及び厚生年金保険の被保険者であったA(以下「亡A」という。)が、平成〇年〇月〇日に死亡したので、請求人はその妻であるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、遺族基礎年金及び遺族厚生年金(併せて、以下「遺族給付」という。)の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「国民年金法第37条の2・厚生年金保険法第59条に該当する遺族とは認められないため」との理由で、遺族給付を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服として、〇〇〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。
- 4 当審査会は、平成〇年〇月〇日、亡A死亡当時の戸籍上の妻であるBを利害関係人に指定した。

第3 問題点

- 1 国民年金法(以下「国年法」という。)第26条、第37条第4号及び第37条の2第1項第1号の規定によれば、国民年金の被保険者であった者で、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上あるもの(以下「適格国年被保険者」という。)が死亡した場

合に、その者の配偶者でその者の死亡の当時その者によって生計を維持し、かつ、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(以下「適格子」という。)と生計を同じくしていたものに遺族基礎年金を支給するものとされている。厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第42条第2号、第58条第1項第4号及び第59条第1項の規定によれば、厚生年金保険の被保険者であった者で、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上あるもの(以下「適格厚年被保険者」という。)が死亡した場合に、その者の配偶者でその者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものに遺族厚生年金を支給するものとされている。そして、国年法第5条第8項及び厚年法第3条第2項の規定によれば、ここにいう配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとされているところ、いわゆる重婚の内縁関係が存在する場合には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほか、法律上の婚姻関係がその実質を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化している場合に限って、遺族給付を受給することができる配偶者に当たると解される(最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集37巻3号270ページ参照)。そして、国年法第37条の2第3項、国民年金法施行令第6条の4、厚年法第59条第4項及び厚生年金保険法施行令第3条の10の規定によれば、「死亡した者によって生計を維持していた配偶者」とは、死亡した者と生計を同じくしていた配偶者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5千円以上の所得(以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。)を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている(平成6年11月9日庁文発第3235号社会保険庁運営部年金指導課長通知参照)。

2 亡Aが適格国年被保険者及び適格厚年被保険者であること、並びに請求人が基準額を将来にわたって有すると認められる者以外のものであって、亡Aが死亡した当時において適格者と生計を同じくしていたことは本件資料から明らかであり、この点についての当事者間の争いはないと認められるから、本件の問題点は、亡Aの死亡の当時、亡Aと利害関係人との婚姻関係が形骸化し、かつ、その状態が固定化していたと認めることができるかどうか、及び請求人が亡Aによって生計を維持していた配偶者であったと認めることができるかどうかということである。

第4 事実の認定及び判断

1 本件資料及び審理期日における請求人及び再審査請求代理人・C（併せて、以下「請求人ら」という。）の陳述によれば、次の事実が認められる。

(1) 亡Aは、昭和〇年〇月〇日に利害関係人と婚姻し、両名の間に長男・D（以下「D」という。）及び二男・E（以下「E」という。）の2子がいる。亡Aは、平成〇年〇月〇日午後〇時〇分、神経膠芽腫により、〇〇市〇〇区〇〇〇-〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「a宅」という。）において死亡した。亡Aの死亡届の届出人は、利害関係人である。

(2) 請求人には、戸籍上の配偶者はないが、亡Aとの間にF（平成〇年〇月〇日生まれ。以下「F」という。）が出生した。Fは、平成〇年〇月〇日、亡Aにより認知の届出がなされた。請求人の平成〇年中の総所得金額は〇〇〇万〇〇〇〇円である。

(3) 亡Aは、昭和〇〇年〇月〇日に〇〇市〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番地の〇b〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「b宅」という。）に住所を定めた後、平成〇年〇月〇日にb宅から〇〇〇市〇〇〇〇〇〇番地〇（以下「c宅」という。）に、平成〇年〇月〇日にc宅からa宅にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における

同人の住民票上の住所はa宅である。請求人及びFは、平成〇年〇月〇日に〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇〇番地からc宅に、平成〇〇年〇月〇日にc宅からa宅にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における請求人及びFの住民票上の住所はa宅である。利害関係人は、昭和〇年〇月〇日にb宅に住所を定めた後、平成〇年〇月〇日にb宅から〇〇市〇〇〇〇区〇〇〇〇丁目〇〇番〇〇号（以下「〇〇宅」という。）に、平成〇年〇月〇〇日にc宅からb宅にそれぞれ転居し、亡A死亡時点における利害関係人の住民票上の住所はb宅である。

(4) 請求人らは、次のとおり述べている。

ア 亡Aとは平成〇年〇月ころから同居し、平成〇年〇月〇日には亡Aとの間にFが生まれた。亡Aは、勤務していたd社（以下「d社」という。）の人事異動により平成〇年〇月に〇〇県に転勤し、請求人とFも〇〇県に転居し、Fは〇〇県の幼稚園に入園した。平成〇年〇月に亡Aは〇〇県に転勤となったので、請求人とFは〇〇県に転居することとなり、Fの幼稚園も変更となった。平成〇年には、Fが小学校に入学するために〇〇〇市に転居した。そして、平成〇〇年にa宅を購入して転居し、現在に至っている。生計については、亡Aが地方に居る間は、毎月〇〇万円から〇〇万円の生活費と、ボーナス時に〇〇〇万円ずつの生活費で、請求人が家計のやりくりをしていた。平成〇年に〇〇〇市に戻ってからは、d社の経営状態も悪くなり、毎月〇万円とボーナス時〇万円の生活費となり、d社が破綻してからは、毎月〇万円の生活費と、請求人がパートに出て得た収入で生活していた。

イ 亡Aは、平成〇年〇月〇日に発病し、同年〇月〇日までe病院に入院

後、a 宅で請求人が介護をしていた。

e 病院を退院した時に介護度 4 であったが、その後病状が進んで介護度 5 となり、身体障害者手帳の交付も受けた。

亡Aは、病院への通院も不可能となり、入院を勧められたが、亡Aは入院を拒否し、a 宅を訪問してくれる医師に切り替え、a 宅で点滴、酸素吸入、吸引を行っていたが、平成〇年〇月からは危篤の状態が続き、平成〇年〇月〇日に死亡した。亡Aが死亡した時に立ち会ったのは、請求人、F 及びヘルパーのGの3名であった。亡Aの死亡については、請求人から亡Aの母に連絡し、その関係から利害関係人には連絡がいったものと思われる。葬儀については、利害関係人側で行うとの強い申出があり、亡Aの意思確認もできないため、請求人の方では執り行うことができなかった。亡Aの入院費用や介護費用については、亡Aの預金と請求人のパート収入から支払っており、入院費用の領収書も持っている。また、亡Aの母には、亡Aが入院中に、同人から紹介された。その後、主治医からの説明を受ける際には、亡Aの母と一緒に話を聞くようにしていた。

ウ 平成〇年〇月ころと記憶しているが、弁護士経由で利害関係人から亡Aに慰謝料の請求が来ており、亡Aから、「現在の自分では支払いできる金額ではない」との相談を受けた。

エ 亡Aとは長期間生計を共にし、また、亡Aが亡くなるまでの同人の生活について、請求人とFが全面的に世話をしてきたのは事実であり、介護保険申請、障害者手帳申請等の役所関係書類についても、請求人が手続をした。そして、亡Aが亡くなった段階で、利害関係人が急に動き出した。

オ 亡Aの利害関係人に対する送金

は、少なくとも直近の10年間にあつてはたかだか数万円であり、生活費としては到底足りない金額であることは明らかであるし、子供名義の口座に対する送金は、生活費としては極めて少額で、生計維持にはほとんど寄与せず、また、不定期の送金は、子供に対する援助の趣旨であることが窺われる。加えて、亡Aの利害関係人に対する送金は、マンションの管理費であることが明らかになった。マンションの管理費は、いわば亡A自身の資産である不動産の維持管理費用にほかならず、利害関係人の生活費に使われるものではないことは明らかである。

(5) 利害関係人は、次のとおり述べている。

ア 利害関係人と亡Aはd社に勤務中に知り合い、両名は昭和〇年に婚姻し、住所はb宅に平成〇年〇月〇日まで〇〇年間あった。その間、亡Aは地方に転勤があったが、住所は移動せずに来た。亡Aは、平成〇年、「少し一人で考えたいことがある」と言って家を出た。何度も「帰ってきてほしい」と頼み、話合いもしたが、よく分からないまま家を出て行ってしまった。そして、亡Aは、平成〇年〇月〇日に一人世帯でc宅に、平成〇年〇月〇日に一人世帯でa宅に転居したが、その当時から、亡A一人で住んでいると、家族、両親、弟に言っていた。d社が倒産するという状況下、いろいろなしがらみに悩んでいたのかと思っている。平成〇年当時から亡Aはd社の管理職であったから、d社の経営状態を把握していたものと思う。そして、亡Aからは、独立するという話を以前から聞いていた。平成〇年〇月にd社は破綻したが、退職後の夢を持っていたのだと思う。a宅はNPO法人を登記していた住所でもあり、何かあった場合に、事が家族にも及ぶの

を気にしていたので、住民票も一人世帯にし、NPO法人の事務所もa宅にしていたのではないかと思う。

イ 昭和○年の婚姻以来、亡Aからは生活費を頂いていた。地方に転勤後も、単身赴任にもかかわらず、d社の景気が良かったので、月に○○万円、ボーナス時には○○万円ずつを頂いてきた。銀行振込みか、亡Aが家に帰ってきた時に手渡しでもらっていた。亡Aが○市に赴任中、d社の状態が悪くなり、給料がカットされてしまい、利害関係人への振込金額を減らしてほしいと連絡があった。そのころは子供も大きくなってきて、教育費もかかり始めたので、利害関係人もパートで働いているので無理をしないでと言った。そして、d社の倒産後、仕送りの額は減っていったが、生活費の振込みは平成○年○月まで、マンション管理費の振替えは亡Aが病に倒れるまでであった。亡Aからの子供たちの学費の支払と小遣いは、Dについては同人が社会人になるまで、Eについては亡Aが亡くなる直前まで続いていた。

ウ 平成○年に戸籍を取り寄せたところ、Fが生まれており、亡Aが平成○年○月○日にFを認知していたことを知った。その時の気持ちは、言葉に言えないほどとても辛かった。亡Aも、その事情を言えないまま悩んでいたのかと思う。それから、利害関係人の中学校の同級生であった弁護士に頼んで、平成○年に書面(以下「本件書面」という。)を亡Aに送ってもらい、会って話をして頂いた。亡AがFを認知したことについての話合いと、もし離婚になるのであれば、子供に対しての金銭的な話合いを互いにしていった。ただし、利害関係人は亡Aと離婚したくなかった。離婚についての不受理申請を出した。もちろん、亡Aと離婚の合意はしていないし、婚姻関係を解消

するに相応した財産的給付ももらってはいない。

エ 亡Aが倒れたのを知ったのは、20日以上経過してからで、亡Aの大学時代の友人が、両親の連絡先を探し当て、亡Aの実家に連絡があり、その時に初めて知った。亡Aが自宅療養になってからは、請求人がいるa宅を訪ねるのは亡Aの弟に止められ、泣く泣く諦めた。そして、亡Aの死期が迫っていることを知り、息子たちだけは会いに行かせた。

(6) 亡Aの母であるH(以下「H」という。)が作成した「陳述書」と題する書面(平成○年○月○日付)の概要は、①

亡Aは、利害関係人と別居した後、正式に離婚しようといろいろ交渉していたが、離婚には至らなかった。しかし、別居後は相互の面会はなく、D及びEについての面会もHを介してすることが多く、Hの目からは事実上離婚をしたのと同じ状態だった、②亡AはFを認知し、同居の上、育てた、そして、亡Aの転勤に伴い、請求人とFと三人で生活していた、③亡Aの療養中に、利害関係人は一度も見舞いに来ていないし、面会したいとの連絡もなかったが、亡Aが病院から退院後、a宅に戻り、同人が亡くなる1月ほど前に、Eから利害関係人と共に亡Aを自宅に見舞いたいとの連絡があったところ、長期間互いに行き来がなく、亡Aから利害関係人の話が出ることは一度もなかった。見舞いの件は断った、④亡Aが亡くなった後に葬儀を行ったのは利害関係人であるが、その経緯は、Dが成人しているので喪主として葬儀を行うのが一番いい形との話になり、Hは、長い間看取ってくれた請求人がかわいそうだったが、請求人はその申出を受け、利害関係人が葬儀を行うことになった、というものである。

(7) 亡A名義のf銀行(店番○○○)の預金通帳(以下「通帳①」という。)上、

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、延べ〇〇回、総額〇〇〇万円の亡A名の振込みが認められ、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、延べ〇〇回、総額〇〇〇万〇〇〇〇円の預金の引出しが認められ、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、「マンションカンリヒ」、「電話」、「電気」、「ガス」、「水道」、「ホケンリョウ」などの名目で多数回の引落としがされていることが認められる。亡A名義のg銀行b支店の預金通帳（以下「通帳②」という。）上、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、延べ〇〇回、総額〇〇〇〇万〇〇〇〇円の亡A名の振込みが認められ、平成〇年〇月〇日から平成〇〇〇年〇月〇日までの間に、延べ〇〇回、総額〇〇〇万〇〇〇〇円の預金の引出しが認められ、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、「助成公社返済」、「DFマンションカンリヒ」、「授業料」、などの名目で多数回の引落としがされていることが認められる。利害関係人名義のg銀行の預金通帳（以下「通帳③」という。）上、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、亡A名の振込みが延べ〇〇回認められ、1回当たりの額は〇万円から〇万円の範囲内であり、その総額は〇〇〇万〇〇〇〇円である。E名の預金取引明細表（金融機関名は不明であるが、「〇〇〇〇支店」の記載がある。以下「本件明細表」という。）上、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に、亡A名の振込みが延べ〇〇回認められ、その額は月額〇〇〇〇円から〇〇万円の範囲内であり、その総額は〇〇〇万〇〇〇〇円である。

- (8) 本件書面は、利害関係人の代理人として弁護士・I及びJが平成〇年〇月〇日付で亡Aに送付した「通知書」と題する書面であると推認されるところ、同書面の概要は、① 亡Aは、平

成〇年〇月ころより、亡Aが一方的に出ていく形で利害関係人との別居を開始し、その直後から請求人と同居して内縁関係を結び、利害関係人との別居の1年後にはFが生まれ、平成〇年にはFを認知しており、かかる亡Aの行為が不貞行為に該当することは疑う余地がなく、これにより利害関係人が被った精神的損害を金銭に換算すれば、〇〇〇万円を下ることはない、②

亡Aはb宅をもって利害関係人に対する財産分与としたい旨主張しているところ、b宅の時価は〇〇〇万円であり、同居当時の亡Aの収入及び婚姻期間の長さにかんがみると、あまりに僅少であるといわざるを得ない、③ 亡Aが平成〇年〇月に利害関係人と別居後、利害関係人に対し、しばらくは月額〇〇万円、ボーナス時〇〇万円を婚姻費用として支払い、その後一方的に減額してきており、現在では支払われていないが、夫婦間においては婚姻費用の分担は当然の義務であるところ、財産分与においては過去の未払いの婚姻費用を考慮すべきである、④ 亡Aは平成〇年にd社を退職し、その退職金をもって現在住んでいるマンションを購入しているが、退職金も財産分与において考慮すべき要素となる、⑤ このように考えると、b宅のみでは財産分与として不十分であり、これとは別に、慰謝料〇〇〇万円を請求する、よって、b宅の外、〇〇〇万円を請求する、⑥ 以上につき、亡Aと協議したく、連絡してほしいが、もし、亡Aが2週間以内に何らの回答もしない場合、やむを得ず法律上の手続を視野に入れた解決策を取らざるを得ないことを併せて通知する、というものである。

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 亡Aと利害関係人との婚姻関係が形骸化し、かつ、その状態が固定化していたかどうかであるが、次のような事情を総合勘案するならば、両名の婚

姻関係は、亡A死亡の当時において、形骸化し、かつ、その状態が固定化していたものと認定するのが相当である。

ア 亡Aは、平成〇年〇月〇ころから利害関係人と別居し、平成〇年〇月〇日に死亡するまでの約〇〇年間の長期間にわたり、別居を継続していた。別居の理由として、前記1に記載した認定事実を総合すれば、亡Aが請求人と同居し、共に生活することを選択したことは明らかである。亡Aと利害関係人との別居期間中、亡Aと利害関係人が別居解消に向けての前向きな話し合いをした等の形跡は明確ではなく、両名の婚姻共同体を維持しようとする積極的な意思があったことを推測させるものもないといふべきである。

イ 利害関係人は、亡Aとの別居後も、しばらくは月〇〇万円、ボーナス時〇〇万円の生活費をもらっており、d社の業績の悪化に伴いその額は一方的に減額されたが、平成〇年〇月まで生活費の振込みが続いた、また、マンション管理費の振替は亡Aが病に倒れるまであり、亡Aから子供たちの学費の支払と小遣いは、Dについては社会人になるまで、Eについては亡Aが亡くなる直前まで続いていたなどと主張しているが、通帳①及び通帳②は亡A名義のものであるから、前記1の(7)で認定した亡A名の振込みや預金の引出し等が亡Aから利害関係人への経済的援助の事実を直ちに示しているものと認めることはできない。また、通帳③上で認められる亡A名の総額〇〇〇万〇〇〇〇円の振込みは、別居期間中の亡Aから利害関係人への経済的援助と認められるが、それは月平均〇万円足らずのものであるから、生活費としては不十分であったといわざるを得ず、また、平成〇年〇月〇日をもって亡A名の振込みが終了して

いることなども勘案すれば、それ以後の生計維持は途絶えたとみるほかない。本件明細表上で認められる亡A名の総額〇〇〇万〇〇〇〇円の振込みは、亡AからEへの養育費若しくは小遣いであったとみることはできるが、月平均〇万〇〇〇〇円程度のものであるし、利害関係人への直接の経済的援助とは様相を異にするものであるから、それをもって亡Aと利害関係人との別居期間中、両名が生計を同じくしていたと認めることは困難である。

ウ 利害関係人は、亡Aと離婚の合意はしていない、離婚についての不受理申請を出していたなどと主張しているが、本件書面の内容は、亡Aと利害関係人との婚姻関係が既に実質的に破綻し、その状態が長期間にわたって固定化していたことをうかがわせる内容であるといわざるを得ない。また亡Aと利害関係人間の音信の点も、その具体的頻度・内容は本件資料上明らかでないし、仮にある程度のものがあつたとしても、上記の認定・判断を動かすには至らなるとみるのが相当である。

(2) 請求人が亡Aによって生計を維持していた配偶者であったかどうかであるが、次のような事情並びに前記のような請求人及び利害関係人がそれぞれに述べている内容を総合勘案するならば、亡A死亡の当時において、請求人は亡Aによって生計を維持していた配偶者であったと認定するのが相当である。

ア 請求人が平成〇年〇月〇ころから亡Aと同居し、その後亡Aとの間に生まれたFと共に、亡Aの死亡までの約〇〇年間の長期間にわたり、事実上の婚姻関係を継続してきたことは、前記1の(2)、(3)及び(8)の認定事実から明らかである。

イ 前記1の(2)に記載したように、請求人の平成〇年中の総所得金額は

〇〇〇万〇〇〇〇円であり、死亡した者によって生計を維持していた配偶者かどうかを認定する際の所得基準を満たしていた。

- (3) 以上によれば、社会保険庁長官が、請求人に対し、亡Aの死亡に係る遺族給付を支給しないとした原処分は不当であり、取消しを免れない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。